

令和2年度 試験問題 (午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆(B又はHB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの**万年筆**又は**ボールペン**(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 送達に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対し、自ら送達をすることはできない。

イ 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

ウ 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者本人が不在の場合には、その同居者が成年者であるときに限り、当該同居者に対して送達すべき書類を交付することができる。

エ 執行官が送達をするときは、交付送達の方法によらなければならないが、出会送達をすることはできない。

オ 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第2問 弁論主義に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被告が主張責任を負わない自己に不利益な主要事実を進んで陳述した場合であっても、原告がこれを援用しなかったときは、裁判所は、当該事実を判決の基礎とすることができない。

イ 債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟においては、当事者が過失相殺をすべきであるとの主張をしたときに限り、裁判所は、過失相殺をすることができる。

ウ 被告が自白した主要事実について、被告において当該事実が真実に合致しないことを証明することができない場合であっても、原告の同意があるときは、被告はその自白を撤回することができる。

エ 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

オ 裁判所は、職権で、必要な調査を官庁・公署その他の団体に囑託することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第3問 争点及び証拠の整理手続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、当事者の同意がない場合であっても、準備的口頭弁論を行うことができるが、当事者の同意がない場合には、事件を弁論準備手続に付することができない。

イ 準備的口頭弁論の期日は、裁判所の許可を受けた者でなくても傍聴することができるが、弁論準備手続の期日は、裁判所の許可を受けた者でなければ傍聴することができない。

ウ 弁論準備手続においては、当事者の一方が期日に出頭した場合に限り、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により、期日における手続を行うことができるが、書面による準備手続においては、この方法により協議をすることができない。

エ 弁論準備手続の期日においては、証拠調べとして、文書及び図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものしか取り調べることはできないが、準備的口頭弁論の期日においては、それら以外の証拠も取り調べることはできる。

オ 当事者は、弁論準備手続の終結後であっても、攻撃又は防御の方法を提出することができるが、準備的口頭弁論の終了後には、攻撃又は防御の方法を提出することができない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第4問 証拠保全に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、証拠保全の決定をすることができる。

イ 証拠保全の手続においては、当事者尋問を行うことができない。

ウ 証拠保全の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

エ 裁判所は、急速を要する場合には、証拠保全の手続における証拠調べの期日に相手方を呼び出さずに証拠調べをすることができる。

オ 証拠保全の手続において尋問をした証人について、再度、当事者が口頭弁論における尋問の申出をした場合には、裁判所は、その申出を却下しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第5問 既判力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AのBに対する150万円の貸金返還請求訴訟において、BがAに対する200万円の売買代金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張したところ、当該売買代金債権の存在が認められず、Aの請求を認容する判決が確定した場合には、当該確定判決は、当該200万円の売買代金債権の不存在について既判力を有する。

イ 所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求を認容した確定判決は、当該所有権の存在について既判力を有する。

ウ AのBに対する150万円の貸金債権の一部請求である旨が明示された100万円の貸金返還請求訴訟において、その請求を認容する判決が確定した場合には、当該確定判決は、当該100万円の貸金債権の存在についてのみ既判力を有する。

エ 訴えを却下した確定判決がその理由において訴えの利益を欠くものと判断している場合には、当該確定判決は、当該訴えに係るその他の訴訟要件の不存在についても既判力を有する。

オ AのBに対する150万円の貸金債務の不存在確認訴訟において、当該150万円の貸金債務のうち50万円を超える債務の不存在を確認し、その余の請求を棄却する判決が確定した場合には、当該確定判決は、当該150万円の貸金債務のうち50万円の債務の存在と100万円の債務の不存在について既判力を有する。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第6問 民事保全に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全抗告をすることができる。

イ 占有移転禁止の仮処分命令については、係争物が動産である場合であっても、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる。

ウ 保全命令を発する場合には、あらかじめ担保を立てさせなければならない。

エ 仮差押命令は、被保全権利である金銭の支払を目的とする債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができる。

オ 保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあった後においても、債務者の同意を得ることを要しない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第7問 次の対話は、民事執行に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 不動産の明渡しを目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものは、債務名義に該当しますか。

学生：ア はい。債務名義に該当します。

教授： それでは、債務名義に該当する判決は、確定判決以外にもありますか。

学生：イ はい。例えば、仮執行の宣言を付した判決は債務名義に該当します。

教授： 次に、債権者が養育費に係る確定期限の定めのある定期金債権について債務名義を有する場合において、その一部に不履行があるときは、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができますか。

学生：ウ いいえ。その場合、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについては債権執行を開始することはできません。

教授： それでは、養育費に係る金銭債権についての債務名義に基づいて、債務者の給料債権を差し押さえる場合に、当該給料債権の支払期に受けるべき給付の4分の1に相当する部分を超えて差し押さえることはできますか。

学生：エ はい。その場合には、当該給付の2分の1に相当する部分まで差し押さえることができます。

教授： 最後に、民事執行法上、確定判決を有する金銭債権の債権者に財産開示手続の申立てが認められるのはどのような場合ですか。

学生：オ 財産開示手続の申立てが認められるのは、強制執行又は担保権の実行における配当等の手続において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったことを疎明した場合に限られます。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第8問 司法書士に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 司法書士の登録を受けている者は、兼業している土地家屋調査士の業務を懲戒処分により禁止された場合であっても、引き続き司法書士の業務を行うことができる。

イ 司法書士試験に合格した者が未成年である場合であっても、成年に達する前に司法書士の登録を受け、業務を行うことができる。

ウ 司法書士の登録を受けている者は、破産手続開始の決定を受けた場合であっても、引き続き司法書士の業務を行うことができる。

エ 司法書士の登録を受けている者は、所属する司法書士会を退会し、他の司法書士会に入会していない場合には、引き続き司法書士の業務を行うことはできない。

オ 司法書士の登録を受けている者は、執行猶予付きの禁錮以上の刑の判決の言渡しを受け、これが確定した場合には、引き続き司法書士の業務を行うことはできない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第9問 電子情報処理組織による供託の手續に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 有価証券の供託は、電子情報処理組織を使用してすることができる。

イ 登記された法人が電子情報処理組織による供託をしようとする場合において、申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る電子認証登記所の登記官が発行する電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

ウ 登記された法人が電子情報処理組織による供託をしようとする場合において、当該法人の会社法人等番号が申請書情報と併せて送信され、これにより供託官が当該法人の登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

エ 電子情報処理組織により金銭の供託をしようとする者は、供託金の納入方法について、供託所に金銭を提出する方法、日本銀行に納入する方法、供託官が開設する預金口座へ振り込む方法又は供託官が告知する納付情報により納付する方法のいずれかを選択し、供託官に申し出なければならない。

オ 電子情報処理組織により金銭の供託をする供託者は、供託書正本に係る電磁的記録の提供を求める場合、既に書面による交付を受けているときを除き、供託官に対し、当該電磁的記録に記録された事項を記載して供託官が記名押印した書面の交付を請求することができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第10問 弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 持参債務の債務者が弁済期に弁済をしようとして、債権者の住居に在宅の有無を電話で問い合わせた場合において、家人から債権者が一時不在であるため受領できないとの回答があっただけでは、債務者は、受領不能を原因とする供託をすることはできない。

イ 受領拒絶を原因とする弁済供託をする場合には、供託者は、供託官に対し、被供託者に供託通知書を発送することを請求しなければならない。

ウ 建物の賃料の増額請求を受けた賃借人は、その増額について賃貸人との協議が調わない場合において、従来賃料と同じ額を相当と認める額として賃貸人に弁済の提供をし、賃貸人からその受領を拒まれたときは、受領拒絶を原因として供託をすることができる。

エ 建物の賃貸人が死亡した場合において、賃借人が持参債務である賃料につき債権者不確知を原因として弁済供託をしようとするときは、当該建物の所在地の最寄りの供託所に供託をすることができる。

オ 賃料の支払日が「毎月末日」とされている建物の賃貸借契約において、賃借人が毎月末日に当月分の賃料につき弁済の提供をした場合において、賃貸人が3か月にわたりその受領を拒んでいるときは、賃借人は、その3か月分の賃料について、供託日までの遅延損害金を付すことなく供託をすることができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第11問 担保(保証)供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 営業上の保証供託における担保の効力は、その目的物である供託金の元本のほか、供託金利息にも及ぶ。
- イ 裁判上の担保供託は、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内のいずれの供託所にもすることができる。
- ウ 営業上の保証供託において有価証券を供託している事業者が主たる事務所を移転したときは、当該事業者は、移転前の主たる事務所の最寄りの供託所に対して営業上の保証供託に係る保管替えの請求をすることができる。
- エ 供託された営業保証金について、官庁又は公署が配当を実施するときは、当該官庁又は公署は、配当金の支払をするため、被供託者として供託金の還付請求をすることができる。
- オ 保全命令に係る担保供託について、担保の事由が消滅し、その供託物の取戻請求をするときは、供託者は、供託物払渡請求書に担保取消決定正本及びその確定証明書又はこれに代えて供託原因の消滅を証する裁判所の証明書を添付しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第12問 次のアからオまでの登記のうち、常に付記登記によってするものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登記上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるものとする。

ア 抵当権の順位の変更の登記がされている場合に更にする抵当権の順位の変更の登記

イ 転抵当権の登記の抹消の登記

ウ 根抵当権の共有者間における根抵当権の優先の定めめの登記

エ 賃借権が敷地利用権である場合にする敷地権である旨の登記

オ 地上権の共有者間における地上権の持分を更正する地上権の更正の登記

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第13問 ある登記の前提として申請すべき登記の要否に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 乙区1番賃借権の登記名義人であるA株式会社から賃借物の転貸を受けたBを登記名義人とする転貸の登記が乙区1番付記1号でされた後、A株式会社がC株式会社に吸収合併された場合において、当該吸収合併の後に生じた原因に基づき、乙区1番付記1号転借権の登記の抹消を申請するときは、その前提として、合併を原因とする乙区1番賃借権の移転の登記の申請をしなければならない。

イ 乙区1番賃借権の登記名義人であるA株式会社から賃借物の転貸を受けたBを登記名義人とする転貸の登記が乙区1番付記1号でされた後、Bの住所移転により登記記録上の住所とBの現在の住所が異なることとなった場合において、乙区1番付記1号転借権の登記の抹消を申請するときは、その前提として、Bの住所の変更の登記の申請をしなければならない。

ウ 甲土地に抵当権の設定の登記がされた後、登記された利息について利率の引下げがあり、その後に同一の債権のために乙建物に抵当権の追加設定の登記を行う場合には、その前提として、甲土地に設定された抵当権について利息に関する定めの変更の登記の申請をしなければならない。

エ 所有権の登記名義人であるAが死亡した場合において、生前の住所移転によりAの登記記録上の住所と最後の住所とが異なっているときは、遺贈を原因とする所有権の移転の登記を申請する前提として、遺贈者であるAの住所の変更の登記の申請をしなければならない。

オ 根抵当権の元本の確定前に債務者を吸収分割会社とする吸収分割があった場合には、分割計画書に当該根抵当権で担保すべき債権の範囲について会社分割後に吸収分割承継会社が負担する債務のみとする旨の定めがあるときであっても、当該定めに従った当該根抵当権の変更の登記の前提として、会社分割を原因とする債務者を吸収分割会社及び吸収分割承継会社とする根抵当権の変更の登記の申請をしなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第14問 代位による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、ウの場合を除き、判決による登記については、考慮しないものとする。

- ア Aが所有権の登記名義人である甲土地について、平成22年4月2日受付第1234号においてBを登記名義人とする抵当権の設定の登記がされた後、Aが死亡した場合において、抵当権の実行による競売の申立てが受理され、亡Aの債権者Bが代位によりAの法定相続人であるC及びDを登記名義人とする相続による所有権の移転の登記を申請するときは、「代位原因を証する情報は、平成22年4月2日受付第1234号をもって本物件に抵当権設定登記済みであることにより添付省略する」旨を申請情報の内容とすることにより、代位原因を証する情報の提供を省略することができる。
- イ Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Bが贈与契約により所有権を取得したものの、その登記が未了の間にAが死亡した場合において、Bが、亡Aの法定相続人であるC及びDに対して、被相続人A相続人C及びDを債務者とし、当該贈与契約に基づく所有権の移転の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分命令を得たときは、Bは、当該処分禁止の仮処分の登記の前提として、C及びDに代位して相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請しなければならない。
- ウ Aが所有権の登記名義人である甲土地について、AからB、BからCへの所有権の移転の登記がされた後、Aが、B及びCを相手方として所有権の確認並びにB及びCに対する所有権の移転の登記の抹消を求める訴えを提起し、これらの請求を認容する判決が確定したときは、Aは、Bに代位してBからCへの所有権の移転の登記の抹消を申請し、次いでAからBへの所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。
- エ 亡Aが所有権の登記名義人である甲土地について、亡Aの債権者Bが代位によりAの法定相続人であるC及びDを登記名義人とする相続による所有権の移転の登記を申請し、その登記がされた後に、C及びDの各持分につきEを債権者とする仮差押えの登記がされた場合において、Aが生前に甲土地をFに売却していたため、C及びDが錯誤を登記原因とする当該所有権の移転の登記の抹消を申請するときは、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報として、Eの承諾を証する情報を提供すれば足りる。
- オ Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Bに売却してその所有権をBが取得したにもかかわらず、Bがその所有権の移転の登記を申請しない場合において、Aが、Bに対して有する不法行為に基づく損害賠償債権を保全するために甲土地を目的物とする仮差押命令を得たときは、Aは、当該仮差押命令の決定書の正本を提供する

ことにより，Bに代位して，単独で当該所有権の移転の登記の申請をすることができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第15問 不動産の登記申請における添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 相続を登記原因とする抵当権の債務者の変更の登記を申請する場合は、登記原因証明情報として変更前の債務者の相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面を提供しなければならない。

イ 抵当権の設定契約がされた後、その設定の登記を申請する前に被担保債権の一部が弁済されたため、残存する債権額を被担保債権の額として抵当権の設定の登記を申請する場合は、登記原因証明情報として抵当権設定契約書に一部弁済証書を合てつしたものを提供して申請することができる。

ウ 株式会社がその商号変更を登記原因とする所有権の登記名義人の名称の変更の登記を申請する場合は、登記原因証明情報として当該商号変更を決議した株主総会議事録を提供して申請することができる。

エ 所有権の登記名義人であるAが死亡し、その配偶者Bが相続を放棄したため、未成年の子Cが唯一の相続人となった場合において、AからCへの相続による所有権の移転の登記をCの法定代理人としてBが申請するときに、BがCの法定代理人であることを証する情報としてAの法定相続情報一覧図の写しを提供して申請することはできない。

オ 会社法人等番号を有する法人が役員の変更の登記を申請したが、その登記が完了する前に抵当権の設定の登記を申請する場合は、当該法人の代表者の資格を証する情報として、会社法人等番号に代えて当該法人の作成後1か月以内の登記事項証明書を提出しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第16問 市町村長，登記官その他の公務員が職務上作成した住所を証する情報(これに代わるべき情報を含む。以下「住所を証する情報」という。)に関する次の1から5までの記述のうち，正しいものは，どれか。

- 1 所有権の移転の仮登記を申請するときは，仮登記の登記権利者の住所を証する情報の提供を要する。
- 2 所有権の登記名義人であるAが死亡し，Aに相続人のあることが明らかでないため，Bが相続財産管理人に選任された場合において，A名義の不動産を相続財産法人名義とする登記を申請するときは，相続財産管理人Bの住所を証する情報の提供を要する。
- 3 未登記の建物につき処分の制限の登記の嘱託に基づき職権により所有権の保存の登記がされるときは，当該嘱託において当該建物の所有者の住所を証する情報を提供することを要しない。
- 4 抵当権の設定の登記を申請する場合において，債務者が登記義務者でないときは，債務者の住所を証する情報の提供を要する。
- 5 信託による所有権の移転の登記を申請するときは，受益者となる者の住所を証する情報の提供を要する。

第17問 登記名義人の氏名又は住所についての変更の登記又は更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 判決による所有権の移転の登記を申請する場合において、登記義務者である被告の現在の住所が住所の移転により登記記録上の住所と相違しているときは、判決書正本に被告の現在の住所とともに登記記録上の住所が併記されているときであっても、前提として所有権の登記名義人の住所についての変更の登記を申請しなければならない。

イ 贈与を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、所有権の登記名義人の住所が行政区画の名称の変更により「甲市乙町1473番地」から「甲市丙町1473番地」に変更されているときは、前提として所有権の登記名義人の住所についての変更の登記を申請しなければならない。

ウ 錯誤を登記原因としてAからBへの所有権の移転の登記の抹消を申請する場合において、Aが養子縁組したことにより現在の氏名と登記記録上の氏名とが相違しているときは、前提としてAの氏名についての変更の登記を申請しなければならない。

エ A及びBが所有権の登記名義人である土地について、Aが住所を移転し、後日、当該住所にBも住所を移転した場合は、Aの住所についての変更の登記とBの住所についての変更の登記は一の申請情報により申請することができる。

オ A及びBが所有権の登記名義人である土地について、前主からA及びBへの所有権の移転の登記をする際にAの住所とBの住所とを誤って逆に登記していたことが判明した場合は、A及びBの各住所についての変更の登記は一の申請情報により申請することができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第18問 次の対話は、共有名義の不動産についての持分放棄に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

司法書士： 地目が畑であり、A、Aの兄B及び妹Cが所有権の登記名義人である甲土地があり、甲土地の登記記録上、甲区1番に「昭和63年2月1日贈与」を登記原因及びその日付として、A、B及びCの持分がそれぞれ3分の1ずつ登記され、その後、乙区1番に「平成10年2月10日設定」を登記原因及びその日付とするDの地上権の設定の登記がされているものとします。

この事例で、Aが甲土地の持分の全部を放棄する旨の意思表示をした場合において、当該意思表示に基づいてAの持分の移転の登記を申請するときの登記の目的、登記原因及びその日付は、どのようになりますか。

補助者：ア 登記の目的は、「A持分全部移転」となります。また、登記原因は、「放棄」であり、その日付は、Aが甲土地の持分の全部を放棄する旨の意思表示をした日になります。

司法書士： 先の事例で、Cが当該意思表示に基づくAの持分の移転の登記の申請を拒んでいるときは、A及びBは共同して、当該意思表示に基づきBに帰属した持分についてのみ当該移転の登記の申請をすることができますか。

補助者：イ いいえ、できません。

司法書士： 先の事例で、A、B及びCが共同して、当該意思表示に基づきAからBへの持分の移転の登記とAからCへの持分の移転の登記とを同時に申請する場合において、B及びCの住所が甲土地の登記記録上の住所と一致するときは、B及びCの住所を証する市町村長が職務上作成した情報を提供することを要しますか。

補助者：ウ 提供することを要しません。

司法書士： では、Dの承諾を証する情報については、どうですか。

補助者：エ 提供することを要しません。

司法書士： 農地法所定の許可があったことを証する情報については、どうですか。

補助者：オ 提供することを要しません。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第19問 甲不動産の所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aの法定相続人として配偶者B、子C及び子Dがいるときの相続による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲不動産について法定相続分による所有権の移転の登記がされた後に、Bが自らの相続分をAの相続人でないEに譲渡し、C、D及びEの間で遺産分割協議を行ってEが単独で甲不動産の所有権を取得したときは、Eは、遺産分割を登記原因として、B、C及びDから直接Eへの持分の移転の登記の申請をすることができる。

イ 「Bが甲不動産を全部取得し、C及びDは遺産の分割を受けない」と記載されたB及びC間の遺産分割協議証及び同一内容が記載されたDの遺産分割協議証を提供して、Bは、相続を登記原因とするAからBへの所有権の移転の登記の申請をすることができる。

ウ 甲不動産について法定相続分による所有権の移転の登記がされた後に、Aの遺産分割に関する調停が成立し、その調停調書に、C及びDがBに対して甲不動産の持分各4分の1につき遺産分割を原因とする持分移転登記手続をする旨の記載がある場合には、Bは、遺産分割を登記原因として単独でC及びDからBへの持分の移転の登記の申請をすることができる。

エ Aの遺産分割協議が未了のままDが死亡し、Dの相続人がE及びFである場合において、BがEに、CがFにそれぞれ相続分の譲渡をした上で、E及びF間における遺産分割協議に基づきFが甲不動産を取得することになったときは、Fは、相続分譲渡証明書及び遺産分割協議書を提供して「年月日D相続、年月日相続」を登記原因とするFへの所有権の移転の登記の申請をすることができる。

オ 「Dが甲不動産を取得するが、DはBに対してBを扶養する義務を負担する」との遺産分割協議に基づき、Dを所有権の登記名義人とする所有権の移転の登記がされた後に、DがBを扶養する義務に基づく債務を履行しないときは、Bは、Dに対して債務不履行に基づく解除の意思表示をすることによって、解除を登記原因として当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第20問 一定の期間又は期日を登記事項とする権利の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記記録上存続期間が満了している地上権を敷地権とする区分建物の所有権の移転の登記が申請されたときは、当該登記の申請情報及び添付情報から当該区分建物の敷地権が消滅していることが明らかな場合を除き、当該所有権の移転の登記をすることができる。

イ 地上権の存続期間を「永久」として、地上権の設定の登記を申請することはできない。

ウ Aを賃借人とする賃借権について、存続期間を「Aが死亡するまで」とする賃借権の設定の登記を申請することができる。

エ 根抵当権設定契約において確定期日を定め、その登記がされている場合において、確定期日の経過前に確定期日を廃止する旨の当事者間の合意がされたときは、確定期日の経過後であっても確定期日を廃止する旨の登記を申請することができる。

オ 地目が畑である土地の賃借権について、存続期間を70年とする賃借権の設定の登記を申請することができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第21問 抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 弁済の充当に関する当事者間の合意により抵当権の被担保債権の元本が全額弁済され、利息のみが残っている場合は、変更後の事項を「債権額金〇〇円(年月分から年月分までの利息)」として、一部弁済を登記原因とする抵当権の変更の登記を申請することができる。

イ 金銭消費貸借予約契約に基づく将来の債権を担保するための抵当権の設定の登記がされている場合において、当該予約契約を変更し債権額の増額を行ったときは、抵当権の債権額を増額する抵当権の変更の登記を申請することができる。

ウ Aを債務者と表記すべきところ、誤ってBを債務者と表記した抵当権設定契約書に基づき、Bを債務者とする抵当権の設定の登記がされた場合は、錯誤を登記原因として当該抵当権の債務者をAとする抵当権の更正の登記を申請することができる。

エ 抵当権の設定の登記がされている建物に隣接して新たに物置を建てたため、当該物置を附属建物とする表題部の変更の登記がされた場合は、既存の抵当権の効力を当該附属建物に及ぼす旨の抵当権の変更の登記を申請することができる。

オ 乙区1番及び乙区2番で設定の登記がされている各抵当権について、令和2年4月1日に各抵当権者の中でその順位を変更する合意がされた後、当該順位の変更について利害関係を有する者の承諾が令和2年4月3日に得られた場合は、令和2年4月1日合意を登記原因及びその日付として当該抵当権の順位の変更の登記を申請することができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第22問 Aが所有権の登記名義人である甲建物についての処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A及びBが共同で取得したものの、Aの単有名義で登記がされている甲建物について、当該登記をA及びBの共有名義とするために、Bを仮処分の債権者とする所有権の更正についての登記請求権を保全する処分禁止の仮処分の登記がされた後、Cを登記名義人とする抵当権の設定の登記がされた場合において、A及びBの共有名義とする所有権の更正の登記の申請をするときは、Bは同時に、当該仮処分の登記に後れるCの抵当権の抹消を単独で申請することができる。

イ 甲建物について、Bを仮処分の債権者とする所有権の移転の登記請求権を保全する処分禁止の仮処分の登記がされた後、Cを登記名義人とする所有権の移転の登記がされた場合において、AからBへの所有権の移転の登記と同時に申請することにより、Bが単独で当該仮処分の登記に後れるCのための登記の抹消を申請するときは、その旨をA及びCに対しあらかじめ通知したことを証する情報を提供しなければならない。

ウ 甲建物について、Bの抵当権の設定の登記請求権を保全するため、処分禁止の仮処分の登記とともに保全仮登記がされた場合において、当該保全仮登記に基づく本登記をすべき旨の本案の判決書の正本に記載の債務者の表示と、当該保全仮登記の登記記録上の債務者の表示とが異なるときは、当該保全仮登記の本登記をする前提として、A及びBは共同して当該保全仮登記の更正の登記を申請することができない。

エ 甲建物について、Bを仮処分の債権者とする所有権の移転の登記請求権を保全する処分禁止の仮処分の登記がされた後、Cを登記名義人とする所有権の移転の登記及びDを登記名義人とする抵当権の設定の登記が順次された場合において、AからBへの所有権の移転の登記と同時に、Bが単独で申請することができる当該仮処分の登記に後れるC及びDのためにされた各登記の抹消は、一の申請情報により申請することができない。

オ 甲建物について、Bの建物取去土地明渡請求権を保全するため、所有権の処分禁止の仮処分の登記がされた後、Cを登記名義人とする所有権の移転の登記がされたときは、Bは、Aに対して甲建物を取去し、土地の明渡しを命ずる旨の判決書の正本及び当該判決の確定証明書を提供し、単独で当該仮処分の登記に後れるCのための登記の抹消を申請することはできない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第23問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AからBへの売買，更にBからCへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記がされている場合において，AがBとの売買契約を詐欺により取り消したときは，Aは，真正な登記名義の回復を登記原因としてAを登記名義人とする所有権移転請求権の保全の仮登記を申請することができる。

イ A及びBが離婚給付等契約公正証書を作成し，当該公正証書に「Aは離婚による財産分与として，A所有の甲不動産をBに譲渡する」と記載されていた場合には，Bは，A及びBの婚姻中に，財産分与予約を登記原因としてBを登記名義人とする所有権移転請求権の保全の仮登記を申請することができる。

ウ A及びBが，Cが所有権の登記名義人である甲不動産について，売買予約による所有権移転請求権の保全の仮登記をした後，Aが当該所有権移転請求権を放棄した場合には，Bは，放棄を登記原因として，AからBへの所有権移転請求権の移転の登記を申請することができる。

エ 甲不動産の所有権の登記名義人であるAから売買予約を登記原因としてBを仮登記の登記権利者とする所有権移転請求権の保全の仮登記がされた後は，本登記がされるまでの間に，Aを権利者とする買戻しの特約の仮登記を申請することはできない。

オ 雇用契約における使用者A及び労働者Bは，Aが所有権の登記名義人である甲不動産を目的として，BがAに対して有する給料債権を被担保債権とする一般の先取特権の保存の仮登記を申請することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第24問 登記の単独申請に関する次の文章中の(1)から(5)までの空欄に次のアからオまでの語句の中から適切なものを選んで文章を完成させた場合に、(1)又は(2)に入る語句の組合せとして正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。ただし、文章中の 及び には、「〔Ⅰ〕」又は「〔Ⅱ〕」の語句のうちいずれか適切なものが入るものとし、異なる数字には同一の語句は入らないものとする。

(文章)

「単独申請をすることができる権利に関する登記は、登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記及び代位による登記を除けば、以下の〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕の2つに分類することができる。

〔Ⅰ〕 登記義務者が現存するが、共同申請の例外としてその申請を必要としない登記

〔Ⅱ〕 〔Ⅰ〕以外の登記

その具体例として、 に該当するものは、(1)及び(2)であり、

に該当するものは、(3)、(4)及び(5)である。」

ア 特例有限会社が商号を変更して株式会社へ移行したことにより当該株式会社が申請する商号変更を登記原因とする所有権の登記名義人の名称についての変更の登記

イ 権利取得裁決に係る取用により土地の所有権を取得した起業者が申請する取用を登記原因とする所有権の移転の登記

ウ 吸収合併契約に基づき吸収合併存続会社が申請する合併を登記原因とする所有権の移転の登記

エ 抵当権の設定の登記に記録された抵当権者の所在が知れない場合において当該登記の抹消に係る公示催告手続に係る権利についての除権決定に基づき当該登記がされた土地の所有権の登記名義人が申請する当該登記の抹消

オ 地上権の設定請求権の保全の仮登記の登記名義人の承諾を得て登記上の利害関係人が申請する解除を登記原因とする当該仮登記の抹消

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第25問 不動産登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記官の処分不服のある者は、審査請求とは別に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

イ 登記官の処分についての審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

ウ 審査請求をした者は、当該審査請求の裁決があるまでは、いつでも口頭で審査請求を取り下げることができる。

エ 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認めるときは、審査請求の日から3日以内に、意見を付して事件を当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

オ 登記官を監督する法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分を命ずる前に登記官に仮登記を命ずることができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第26問 登記原因につき第三者の同意又は承諾を得たことを証する情報に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、X株式会社及びY株式会社は、いずれも取締役会設置会社とする。

ア 取締役がA、B及びCの3名であり、代表取締役がAであるX株式会社において、X株式会社がA及びBが所有権の登記名義人である甲不動産をA及びBから購入してする売買を登記原因とする共有者全員持分全部移転の登記については、C一人で取締役会の決議をした取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供して申請することができる。

イ X株式会社及びX株式会社の完全子会社であるY株式会社の代表取締役がそれぞれA一人である場合において、Y株式会社が所有権の登記名義人である甲不動産をX株式会社に売り渡したことにより売買を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、X株式会社とY株式会社が完全親子会社であることを証する情報を提供すれば、X株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報の提供を要しない。

ウ X株式会社が所有権の登記名義人である甲不動産をX株式会社からその代表取締役であるAに売り渡したことにより売買を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、X株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報に添付した印鑑に関する証明書の原本の還付を請求することができる。

エ X株式会社及びY株式会社の代表取締役がそれぞれA一人である場合において、X株式会社の債務を担保するために、Y株式会社が所有権の登記名義人である甲不動産に抵当権を設定する登記を申請するときは、Y株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供しなければならない。

オ X株式会社の債務を担保するために、X株式会社の代表取締役であるAが自己が所有権の登記名義人である甲不動産に抵当権を設定する登記を申請するときは、X株式会社の取締役会の承認を受けたことを証する情報を提供しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第27問 登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 同一の申請情報により20個を超える不動産についてする錯誤による所有権の登記名義人の住所の更正の登記の登録免許税の額は、2万円である。

イ 賃借権の転貸の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の10を乗じた額である。

ウ 配偶者居住権の設定の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。

エ 相続による所有権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。

オ 死因贈与による所有権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の20を乗じた額である。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第28問 次の対話は、商業登記制度に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面の交付を受けることができる制度があります。例外として、登記簿に記録されている事項を証明した書面の交付を受けることができない場合はありますか。

学生：ア 例えば、登記簿に記録されている存続期間が満了しているにもかかわらず、解散の登記をしていない会社の代表者事項証明書は、交付を受けることができません。

教授： では、破産手続開始の登記がされた会社の破産手続開始の決定当時の代表者に係る代表者事項証明書の交付を請求した場合については、どうですか。

学生：イ 交付を受けることができません。

教授： 次に、登記簿の附属書類の閲覧の制度について質問します。登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができますが、その際、閲覧しようとする部分について利害関係を証する書面を提示して、請求することができますか。

学生：ウ いいえ、利害関係を証する書面については、提示では足りず、添付をする必要があります。

教授： 次に、会社の代表者がする不正登記防止申出について、委任による代理人が登記所に出頭してすることができますか。

学生：エ 会社の代表者が登記所に出頭することができないやむを得ない事情があると認められる場合には、委任による代理人が登記所に出頭して不正登記防止申出をすることができます。

教授： 最後に、会社が本店を他の登記所の管轄区域内に移転した旨の本店移転の登記を申請した場合について、既に新所在地を管轄する登記所に申請書等が送付された後に当該登記の申請を取り下げるには、どのようにしなければなりませんか。

学生：オ 会社は、旧所在地を管轄する登記所に、取下書2通を提出しなければなりません。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第29問 株式会社の役員等の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 代表取締役Aが登記されている取締役会設置会社において、更に代表取締役Bを選定した取締役会の議事録にAが登記所に提出している印鑑と同一の印鑑を押印した場合には、その後、Bが代表取締役に就任したことによる変更の登記の申請前にAが改印届を登記所に提出したときであっても、当該登記の申請書には、当該議事録に押印した取締役及び監査役の印鑑につき市町村長の作成した証明書の添付を要しない。

イ 定款に取締役の員数に関して別段の定めがない監査等委員会設置会社において、監査等委員である取締役以外の取締役3名のうち1名が辞任した場合であっても、当該辞任による変更の登記を申請することはできない。

ウ 監査役会設置会社が監査役会を置く旨の定款の定めを廃止した場合には、当該定め
の廃止の登記を申請すると同時に、社外監査役である旨の登記がされている監査役について社外監査役である旨の登記の抹消を申請しなければならない。

エ 会計監査人設置会社において、会計監査人が選任後1年以内に終了する事業年度の
うち最終のものに関する定時株主総会において別段の決議がされなかったことにより
再任されたものとみなされた場合には、会計監査人の重任による変更の登記の申請書
には、当該会計監査人が就任を承諾したことを証する書面の添付を要しない。

オ 定款に「取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合におい
て、当該提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提
案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。」旨の定めがある取締役会設
置会社において、当該定款の定めにより代表取締役を選定する取締役会の決議があっ
たものとみなされたときは、当該代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、
当該提案についての取締役全員の同意書を添付しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第30問 会社法上の公開会社でない株式会社における募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式を発行する場合は、定款に別段の定めがあるときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株式の割当てを決定し、又は総数引受契約を承認した株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ 取締役会設置会社でない会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式を発行する場合において、定款に当該権利を与えるにつき基準日の定めがなく、株主総会において基準日を定めたときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該基準日を定めた株主総会の議事録を添付しなければならない。

ウ 募集株式と引換えにする金銭の払込期間を定めて募集株式を発行する場合において、払込期間中の複数日にわたって株式引受人の全員であるA及びBから各々の払込みがされ、払込期間の末日前に募集株式の発行による変更の登記の申請をするときは、その登記すべき事項として、各々の払込みごとの発行済株式の総数及び資本金の額を記載することを要しない。

エ 取締役会設置会社でない会社が、株主総会の決議によって、株主総会の開催日を募集株式と引換えにする金銭の払込期日として募集事項を決定した上で総数引受契約を承認した場合において、当該承認後、当該株主総会の開催日当日中に、当該契約の締結及び募集株式と引換えにする金銭の全額の払込みが行われたときは、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

オ 募集株式と引換えにする金銭の払込期間を定めて募集株式を発行する場合において、株式引受人全員が当該払込期間の初日にその金銭の全額の払込みをしたとしても、募集株式の発行による変更の登記の申請は、当該払込期間の末日から2週間以内にすれば足りる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第31問 株式会社の資本金の額の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 準備金の額を減少させてその一部を資本金とする場合における資本金の額の変更の登記の申請書には、準備金の額の減少に関して債権者保護手続を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

イ 剰余金の資本組入れによる変更の登記がされた後、資本金に組み入れるべき剰余金が存在しなかったことを理由として当該登記の更正を申請することはできない。

ウ 資本金の額が3億円、最終事業年度末日における剰余金の額が1億円である会社において、翌事業年度中にその他資本剰余金の額が5000万円増加した場合には、当該翌事業年度末日までに剰余金1億5000万円を資本に組み入れて、資本金の額を4億5000万円とする変更の登記を申請することができる。

エ 募集株式の発行による変更の登記において、誤った申請により資本金の額が少なく登記された場合には、当該登記後に更に資本金の額の変更の登記がされている場合を除き、資本金の額について当該登記の更正を申請することができる。

オ 清算株式会社が、準備金の資本組入れの決議をした場合には、準備金の資本組入れによる変更の登記を申請することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第32問 解散した株式会社(特例有限会社を除く。)又は特例有限会社及び合同会社の登記に関する次の1から5までの記述のうち、**第1欄及び第2欄**が**いずれも正しい記述**になっているものは、どれか。

	第1欄	第2欄
1	特例有限会社が、株主総会の決議により最初の清算人を選任したときは、当該清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。	合同会社が、社員の過半数の同意により最初の清算人を選任したときは、当該清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。
2	特例有限会社の清算人の登記の申請書には、登記すべき事項として、清算人の氏名及び住所を記載しなければならない。	合同会社の清算人の登記の申請書には、登記すべき事項として、清算人の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。
3	特例有限会社の清算人(裁判所が選任したものを除く。)の解任による変更の登記の申請書には、株主総会の議事録を添付しなければならない。	合同会社の清算人(裁判所が選任したものを除く。)の解任による変更の登記の申請書には、総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
4	株式会社の継続の登記の申請書には、株主総会の議事録を添付しなければならない。	合同会社の継続の登記の申請書には、総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。
5	株式会社は、清算の目的の範囲内において、募集株式を解散後に発行したことによる変更の登記を申請することができる。	合同会社は、社員が解散後に加入したことによる資本金の額の増加による変更の登記を申請することができる。

第33問 株式会社の組織再編の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株主総会における吸収分割契約の承認決議を要する吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社の株主総会における吸収分割契約の承認決議がされた日が、吸収分割契約で定めた効力発生日と同日であるときは、吸収分割承継会社は、吸収分割による変更の登記を申請することができない。

イ 株式移転による設立の登記の申請書には、登記すべき事項として、株式会社の設立の登記における登記すべき事項のほか、株式移転をした旨並びに株式移転完全子会社の商号及び本店をも記載しなければならない。

ウ 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社が現に株券を発行している株券発行会社であるときは、株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、株式交換完全子会社が株券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

エ 吸収分割による変更の登記の申請書に吸収分割承継会社が債権者保護手続を行ったことを証する書面として公告をしたことを証する書面を添付するときは、当該公告をしたことを証する書面の内容として、吸収分割承継会社が吸収分割により承継する事業の内容が記載されていることを要する。

オ 新設合併による設立の登記を申請する場合において、新設合併設立株式会社が取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)であるときは、当該設立の登記の申請書には、設立時代表取締役の就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第34問 持分会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 清算中の合名会社において、社員の一人について破産手続開始の決定があった場合には、当該社員の退社による変更の登記を申請しなければならない。

イ 合同会社において、代表社員が法人である場合の職務執行者の就任による変更の登記の申請書には、当該職務執行者が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することを要しない。

ウ 「社員が死亡したときは、その相続人が当該社員の持分を承継する。」旨を定款で定めている合資会社において、社員が死亡した場合には、当該社員の共同相続人のうちの一人であるAが当該社員の持分を承継する旨の遺産分割協議が成立したときであっても、Aのみの相続による加入を原因とする社員の変更の登記を申請することはできない。

エ 合名会社において、法人である社員が加入する場合には、当該社員が代表社員でないときであっても、社員の加入による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として、当該社員の名称及び住所並びに当該社員の職務執行者の氏名及び住所を記載しなければならない。

オ 合資会社において、社員の除名の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、当該判決の判決書の正本及び確定証明書を添付して当該社員の退社による変更の登記を申請しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第35問 法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 社会福祉法人における資産の総額の変更の登記の申請は、毎事業年度末日から3か月以内にしなければならない。

イ 医師が理事長として登記されている医療法人において、当該理事長の重任による変更の登記の申請書には、当該理事長が医師であることを証する書面を添付することを要しない。

ウ 特定非営利活動法人は、資産の総額を登記しなければならない。

エ 規則に主たる事務所の所在場所が定められている宗教法人が、当該規則を変更して主たる事務所を移転した場合の変更の登記の申請書には、所轄庁の認証書の謄本を添付しなければならない。

オ 学校法人は、その寄附行為に代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定めを登記しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第36問 令和元年11月11日、別紙1の登記がされている不動産(以下「甲土地」という。)について、司法書士法務律子は、後記【**事実関係**】1から7までの事実を聴取し、後記【**事実関係**】8のとおり説明と依頼を行った。そして、同月29日、司法書士法務律子は、後記【**事実関係**】9のとおり登記原因を証する情報(以下「登記原因証明情報」という。)の起案をしたほか、当該聴取に係る関係当事者全員から後記【**事実関係**】1から9までの事実に基づいて行うべき甲土地の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。また、同日、司法書士法務律子は、申請情報と併せて提供すべき登記識別情報を提供することができない者から、資格者代理人による本人確認情報を作成及び提供することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

令和2年6月10日、上記の登記が完了した甲土地及び別紙5の登記がされている不動産(以下「乙建物」という。)について、司法書士法務律子は、後記【**事実関係**】10から13までの事実を聴取したほか、同日、当該聴取に係る関係当事者全員から後記【**事実関係**】10から13までの事実に基づいて行うべき甲土地及び乙建物の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。また、同日、司法書士法務律子は、申請情報と併せて提供すべき登記識別情報を提供することができない者から、資格者代理人による本人確認情報を作成及び提供することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

令和2年6月30日、司法書士法務律子は、Fから、後記【**事実関係**】14のとおり質問を受けたため、Fに対し、質問に対する回答をした。

以上に基づき、後記の問1から問6までに答えなさい。

【**事実関係**】

- 1 令和元年7月2日、亡Aの夫Bは、別紙2の遺言書により遺言をした。
- 2 令和元年9月1日、Bは、死亡した。Bの相続人は、長男C及び次男Dであり、他に相続人はいない。
- 3 令和元年9月20日、Dは、別紙2の遺言書が入った封筒を発見したので、同日、別紙2の遺言書が入った封筒を千葉家庭裁判所に提出して、検認の請求をした。そして、千葉家庭裁判所は、当該請求に基づく検認の期日を同年10月30日と指定し、同年9月27日、同裁判所の裁判所書記官は、C及びDに対して、当該検認の期日を通知した。

- 4 令和元年9月24日、上記1及び3の事実を知らないCは、上記2の事実に基づき、Bの遺産である甲土地について相続の登記を単独で申請し、別紙1の甲区3番のとおり登記された。
- 5 令和元年10月30日、千葉家庭裁判所において上記3の請求に係る検認の期日が開かれ、C及びDの立会いのもと、別紙2の遺言書に係る検認手続が行われた。当該手続の事件番号は千葉家庭裁判所(家)第7062号であり、当該期日に当該検認手続の全てが滞りなく終了した。その翌日、Dに対し、検認済み証明書が一体化された別紙2の遺言書が返却された。
- 6 令和元年11月1日、Dは、株式会社E銀行の窓口を訪れ、同行の担当者Fに、甲土地上に新たに自宅兼店舗を構えたい旨、相談をした。その結果、D及びFは、後日、司法書士法務律子の事務所に赴き、不動産登記に関する相談をすることで話がまとまった。
- 7 令和元年11月2日、Cは、Dに対し、上記4の事実を告げた。それを受けて、C及びDは、直ちに善後策を協議したものの、結論が出なかった。そこで、Cも上記6の相談に同行することで話がまとまった。
- 8 令和元年11月11日、司法書士法務律子は、C、D及びFから不動産登記に関する相談を受け、上記1から7までの事実関係その他これらに関連する一切の事情を聴取するとともに、別紙1、検認済み証明書が一体化された別紙2の遺言書及び別紙4の案の提示を受けた。司法書士法務律子は、直ちに関係当事者全員に対し、以下の(司法書士法務律子の説明)のとおり説明を行い、関係当事者全員からその了解を得た。さらに、C及びDは、司法書士法務律子に対し、甲土地の所有権に関する登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報を別途作成して提供したいとして、その起案を依頼した。そこで、司法書士法務律子は、関係当事者全員に対し、登記申請に必要な書類を準備するように依頼するとともに、同月29日までに必要な手続を終えるように依頼した。

(司法書士法務律子の説明)

- (1) 上記6のD及びFの相談について、まだ甲土地は更地であり、上記6の自宅兼店舗の建築はこれからということですから、まずは、株式会社E銀行においては別紙4の案に基づく登記を申請するものとして、後記(2)のとおり、その前提としてすべき登記がありますので、御協力をお願いいたします。
- (2) 上記7のC及びDの相談について、別紙2の遺言書は、民法上有効と考えられますから、C及びDがこの点を重視するのであれば、早急に別紙1の甲区3番の登記

を是正すべきです。なぜなら、例えば、Cの債権者が強制競売の申立てをし、別紙1の甲区3番のCの持分が差し押さえられてしまうと、当該債権者との関係において、Dが不利益を受けることになるからです。

(3) さらに、Bの遺産は、別紙2の遺言書記載の不動産以外にもあるということですから、(2)を踏まえて遺産の分割の協議をした方がよいでしょう。

9 令和元年11月29日、司法書士法務律子は、関係当事者全員から別紙3に係る協議の成立及び登記に必要な手続を終えたことの報告を受けたため、上記1から8までの事実に基づいて行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領した。また、同日、司法書士法務律子は、権利の移転の方法によらずに登記の申請をすることとして上記8の依頼に基づく報告書形式の登記原因証明情報を起案し、関係当事者全員は、当該登記原因証明情報に記名押印した上、司法書士法務律子に交付した。

10 令和2年5月、上記6の自宅兼店舗である乙建物が完成し、別紙5のとおり登記が完了した。

11 令和2年5月25日、Dは、千葉市若葉区若森町1040番地4に住所を移転し、乙建物の使用収益を開始した。

12 令和2年6月1日、住居表示が実施されたことにより、Dの住所が千葉市若葉区若森三丁目3番3号となった。

13 令和2年6月10日、株式会社E銀行及びDは、甲土地の別紙4の根抵当権と同一の債権を担保するため、乙建物を目的として、根抵当権者、取扱店、債務者、債権の範囲及び極度額につき別紙4と同一内容の共同根抵当権の追加設定契約を締結した。

なお、当該追加設定契約に係る令和2年6月10日付の追加根抵当権設定契約証書には、既存の根抵当権の特定事項として、当該既存の根抵当権の設定の日付、管轄登記所、受付年月日及び受付番号の記載がされているが、甲土地の不動産番号、所在地番、地目及び地積の記載はされていない。

14 令和2年6月30日、司法書士法務律子は、Fから、次の(質問内容)記載の質問を受けるとともに、改めて別紙4の提示を受けた。

(質問内容)

(1) 個人事業主であるDは、乙建物で行っている事業が順調なため、いわゆる法人成りを考えています。具体的には、Dのみが出資して当該事業を目的とする株式会社Gを設立し、その際、同社の唯一の取締役として、Dが就任します。

(2) 他方、株式会社E銀行は、Dに対し、既に債権 α を有しています。債権 α は、Dが乙建物で行っている事業のために負担した貸金の債権であり、別紙4に基づく

根抵当権の被担保債権の一つです。

- (3) そこで、株式会社E銀行としては、株式会社Gの設立後、遅滞なく債権 α に係る債務を株式会社Gに免責的に引き受けてもらって、以後は、当該債務を株式会社Gの事業に係る債務として取り扱い、同時に、新たにD本人を当該債務の連帯保証人にしたいと考えています。
- (4) 上記(3)に基づく根抵当権の債務者の変更の登記は、別途申請するものとして、法令上、Dが上記(3)の連帯保証人となることに先立ち、Dにおいて保証債務を履行する意思表示した公正証書を作成する義務はありますか。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 別紙2の遺言書に係る遺言執行者は、選任されていない。
- 2 司法書士法務律子が令和元年11月29日に行った登記の申請は、同年12月10日に完了している。
- 3 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 4 **【事実関係】**は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務律子の説明内容は、全て適法である。
- 5 司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、権利部(甲区)に関する登記を申請し、その後に権利部(乙区)に関する登記を申請する。また、司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 6 本件の関係当事者間には、**【事実関係】**及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 7 甲土地及び乙建物はいずれも千葉地方法務局の管轄に属している。また、司法書士法務律子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 8 令和元年11月29日及び令和2年6月10日現在の甲土地の課税標準の額は7654万3210円とする。また、令和2年6月10日現在の乙建物の課税標準の額は、890万1234円とする。

- 問1 (司法書士法務律子の説明)中、司法書士法務律子が下線部の見解を述べた理由を、本件の事実関係に即して、別紙答案用紙の第1欄に具体的に記載しなさい。
- 問2 司法書士法務律子が甲土地について令和元年11月29日に申請した所有権の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項及び当該記録される事項に含まれない申請人(以下「申請事項等」という。問4及び問5において同じ。)、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第2欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。
- 問3 司法書士法務律子が甲土地について令和元年11月29日に申請した所有権以外の権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称等並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第3欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。
- 問4 司法書士法務律子が甲土地について令和2年6月10日に申請した権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第4欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。
- 問5 司法書士法務律子が乙建物について令和2年6月10日に申請した権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第5欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。
- 問6 【事実関係】の14にて、Fから受けた質問に対して、司法書士法務律子が回答した内容について、公正証書の作成義務の有無及びその理由を別紙答案用紙の第6欄に具体的に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第36問答案用紙の第2欄、第4欄及び第5欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄並びに第3欄の申請人欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。
 - (2) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (3) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。
 - (4) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを登記情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからニまで)を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからニまで)を記載する。
 - (3) 後記【添付情報一覧】のアからニまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のカからケまでに掲げられた登記識別情報を添付しなければならないときは、その記号を記載する。
 - (5) 後記【添付情報一覧】のサからソまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
 - (6) 後記【添付情報一覧】のテ又はトの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、テ又はトの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「テ(株式会社いろは銀行のもの)」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等である場合は、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。

- (7) 株式会社E銀行の会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続きをすることができる登記については、後記【添付情報一覧】ニに掲げられた情報を選択し、その記号(ニ)を記載する。
- (8) 【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
- 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額(非課税である場合は、その旨)とともに記載する。
なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

- ア 検認済み証明書が一体化された遺言書(別紙2)
- イ 遺産分割協議書(別紙3)
- ウ 登記原因証明情報(【事実関係】9で関係当事者が記名押印したもの)
- エ 根抵当権設定契約証書(別紙4)
- オ 令和2年6月10日付の追加根抵当権設定契約証書(【事実関係】13のもの)
- カ 甲土地の甲区3番の登記識別情報
- キ 甲土地の所有権について令和元年11月29日付け申請により通知される登記識別情報
- ク 甲土地の所有権以外の権利について令和元年11月29日付け申請により通知される登記識別情報
- ケ 乙建物の所有権について令和2年6月10日付け申請により通知される登記識別情報
- コ 司法書士法務律子が作成した登記義務者に係る本人確認情報
- サ 令和元年11月29日発行のCの印鑑に関する証明書
- シ 令和2年6月10日発行のCの印鑑に関する証明書
- ス 令和元年11月29日発行のDの印鑑に関する証明書
- セ 令和2年6月10日発行のDの印鑑に関する証明書
- ソ 令和2年6月10日発行の株式会社E銀行の印鑑に関する証明書
- タ 令和元年11月29日発行のCの住民票の写し(本籍の記載あり)
- チ 令和元年11月29日発行のDの住民票の写し(本籍の記載あり)
- ツ 令和2年6月10日発行のDの戸籍の附票の写し(本籍, 【事実関係】11の住所移転の事実及び【事実関係】12の住居表示実施により住所が変更された事実が記載されたもの)
- テ 登記原因につき第三者の許可, 同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ト 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ナ 令和2年6月10日発行の甲土地の登記事項証明書
- ニ 株式会社E銀行の会社法人等番号

別紙1 甲土地の登記事項証明書(抜粋)

表題部(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	【略】
地図番号	【略】	筆界特定	余白	
所在	千葉県若葉区若森町			余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1040番4	宅地	214	00	1040番1から分筆 〔平成25年10月24日〕

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和42年9月9日 第8755号	原因 昭和22年9月5日相続 所有者 千葉県若森町1040番地 A 順位1番の登記を転写 平成25年10月16日受付 第69870号
2	所有権移転	平成25年11月15日 第82523号	原因 平成20年1月25日相続 所有者 千葉県若葉区若森町1040番地 B
3	所有権移転	令和1年9月24日 第67356号	原因 令和1年9月1日相続 共有者 千葉県若葉区東都賀二丁目3番7号 持分2分の1 C 千葉県緑区おゆみ野西一丁目5番地1 2分の1 D

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年11月11日

千葉地方法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙2 遺言書

注：本遺言書は、以下の本文及び別紙の2葉で構成されており、その発見当時、当該2葉は、同一の封筒に入れられ封かんされていた。当該2葉中、文字のフォントの斜体部分は手書きであり、ゴシック部分は印字されたものである。また、㊦には適式な押印がされている。

遺言書

- 一 長男Cに、別紙目録1の不動産を相続させる。
- 二 次男Dに、別紙目録2の不動産を相続させる。

令和元年7月2日

B ㊦

別紙

目録

- 1 千葉市若葉区若森町 1040 番 1 宅地 300・00 m² の土地
- 2 千葉市若葉区若森町 1040 番 4 宅地 214・00 m² の土地

B ㊦

別紙3 遺産分割協議書【別紙目録1及び同2は省略】

遺産分割協議書

令和元年9月1日Bの死亡により開始した相続に関し、相続人全員において次のとおり遺産分割の協議をした。

第1条 相続人C及び同Dは、千葉家庭裁判所(家)第7062号遺言検認事件に係るBの令和元年7月2日付け自筆証書遺言が有効であることを確認する。

第2条 相続人Cは、別紙目録1記載の預貯金を単独で取得する。

2 相続人Dは、別紙目録2記載の預貯金を単独で取得する。

【第3条以下は省略。なお、第3条以下において、別紙2の遺言書と異なる記載はされていない。】

この遺産分割の協議を証するためこの証書を作成し、各記名押印して各人1通を所持するものである。

令和元年11月17日

当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名が記載され、押印がされているものとする。

根抵当権設定契約証書

令和元年 11 月 29 日

千葉県千葉市中央区港一丁目 1 番 1 号

株式会社 E 銀行 御中

(取扱店 若森支店)

住 所 【略】

根抵当権設定者

兼 債 務 者 D

第 1 条(根抵当権の設定)

根抵当権設定者は、その所有する後記物件の上に、次の要項によって根抵当権を設定いたしました。

1. 極度額 金 6000 万円
2. 被担保債権の範囲 (1) 銀行取引による一切の債権
(2) 銀行が第三者から取得する手形上、小切手上の債権
(3) 銀行が第三者から取得する電子記録債権
3. 債務者 【住所省略】 D
4. 確定期日 定めない

【第 2 条以下は省略】

物件の表示

当欄には、甲土地が記載されているものとする。

別紙5 乙建物の全部事項証明書

表題部(主である建物の表示)	調製	余白	不動産番号	【略】
所在図番号	余白			
所在	千葉市若葉区若森町 1040 番地 4		余白	
家屋番号	1040 番 4		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅・店舗	木造合金メッキ銅板ぶき 2階建	1階 60 35 2階 55 15	令和2年5月13日新築 〔令和2年5月20日〕	
所有者	千葉市緑区おゆみ野西一丁目5番地1 D			

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

令和2年5月28日

千葉地方法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

第37問 司法書士法務太郎は、令和2年4月21日に事務所を訪れた株式会社ブルーライトの代表者から別紙1から別紙7までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、株式会社ブルーライトの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務太郎は、同年7月5日に事務所を訪れた株式会社ブルーライトの代表者から、別紙8及び別紙9の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙11のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、株式会社ブルーライトの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月22日及び同年7月6日にそれぞれ登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 令和2年4月22日に司法書士法務太郎が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及びその内訳並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 令和2年7月6日に司法書士法務太郎が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 株式会社ブルーライトの代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第3欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。

- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 登記申請書の添付書面のうち、就任承諾を証する書面を記載する場合には、資格及び氏名を特定して記載すること。
- 4 登記申請書の添付書面のうち、種類株主総会議事録を記載する場合には、どの種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の議事録かが明らかになるように記載すること。
- 5 登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された総会ごとに1通を添付するものとする。
- 6 株式会社ブルーライトの定款には、別紙1から別紙11までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 7 別紙中、(省略)と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 8 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 9 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 10 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 11 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。
- 12 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。
- 13 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。

別紙 1

【令和 2 年 4 月 10 日現在の株式会社ブルーライトに係る登記記録の抜粋】

商号 株式会社ブルーライト

本店 東京都新宿区四谷橋八丁目 8 番 8 号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 25 年 3 月 1 日

- 目的
1. 家庭用電気製品・照明器具の製造及び販売
 2. 家具の輸出入及び販売
 3. 前各号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 8000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 1800 株

各種株式の数 普通株式 1600 株

甲種類株式 200 株

資本金の額 金 9000 万円

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 7500 株

甲種類株式 500 株

残余財産の分配については、甲種類株主は普通株主に先立ち甲種類株式 1 株当たり 1000 円の分配を受ける。

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

役員に関する事項 取締役 A 平成 30 年 6 月 1 日就任

取締役 B 平成 30 年 10 月 15 日就任

取締役 C 令和 2 年 2 月 18 日就任

取締役 D 平成 31 年 2 月 26 日重任

東京都渋谷区西渋谷四丁目 5 番 6 号

代表取締役 D 平成 31 年 2 月 26 日重任

監査役 E 平成 29 年 2 月 25 日就任

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成 28 年 12 月 1 日群馬県前橋市乙町 3 番 5 号から本店移転

別紙 2

【令和 2 年 4 月 10 日現在の株式会社ブルーライトの定款】

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ブルーライトと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用電気製品・照明器具の製造及び販売
2. 家具の輸出入及び販売
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、8000 株とする。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 6 条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 7500 株

甲種類株式 500 株

残余財産の分配については、甲種類株主は普通株主に先立ち甲種類株式 1 株当たり 1000 円の分配を受ける。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(種類株主総会)

第13条 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した

当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

3 第11条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第4章 取締役及び監査役

(取締役会設置会社)

第14条 当会社には取締役会を置く。

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役の員数は7名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役設置会社)

第18条 当会社には監査役を置く。

(監査役の員数)

第19条 当会社の監査役の員数は2名以内とする。

(監査役の選任)

第20条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 21 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第 22 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 24 条 剰余金の配当は、毎事業年度末現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当が、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(法令の準拠)

第 25 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 3

【令和 2 年 2 月 18 日開催の株式会社ブルーライトの定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 計算書類承認の件

平成 31 年度(平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで)の計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

第 2 号議案 取締役選任の件

取締役 1 名を選任することが諮られ、満場一致をもって次の者を選任した。

なお、取締役就任予定者として出席していた次の者は、席上その就任を承諾した。

東京都港区芝九丁目 9 番 9 号

取締役 C

別紙 4

【令和2年2月18日開催の株式会社ブルーライトの定時株主総会において承認された計算書類のうち貸借対照表の要旨】

貸借対照表の要旨(令和元年12月31日現在)

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	22,000,000
	固定資産	96,600,000
	合計	118,600,000
負債及び 純資産の部	流動負債	15,000,000
	株主資本	103,600,000
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	4,000,000
	資本準備金	4,000,000
	利益剰余金	9,600,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	9,600,000 (950,000)
	合計	118,600,000

別紙5

【監査役Eの辞任届】

辞 任 届

私は、一身上の都合により貴社の監査役を令和2年4月1日付けで辞任いたしたくお届けいたします。

令和2年3月25日

住所（省略）

氏名 E ⑩

株式会社ブルーライト 御中

【令和 2 年 4 月 10 日開催の株式会社ブルーライトの臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款第 14 条削除の件

定款第 14 条を削除し取締役会を置く旨の定款の定めを廃止することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

第 2 号議案 定款第 20 条の 2 新設の件

定款第 20 条の 2 として次の規定を設けることが諮られ、株主 X 及び Z は賛成し、株主 W 及び Y は反対した。

(監査役の監査の範囲)

第 20 条の 2 当社の監査役の監査の範囲は会計に関するものに限定する。

第 3 号議案 募集株式の発行に関する件

下記要領にて募集株式を発行することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

記

- 1 募集株式の種類及び数 普通株式 70 株
- 2 募集株式の発行方法 第三者割当とする
- 3 募集株式の払込金額 1 株につき金 6 万円
- 4 現物出資をする者の氏名、財産の内容及び価額
氏名 X
財産の内容 X 所有の自家用自動車 1 台
(車名・年式・車台番号・型式(省略))
価額 金 60 万円
- 5 募集株式と引換えにする金銭の払込期日又は現物出資財産の給付期日
令和 2 年 4 月 20 日
- 6 増加する資本金及び資本準備金の額
 - ①増加する資本金の額 1 株につき金 3 万円
 - ②増加する資本準備金の額 1 株につき金 3 万円
- 7 払込取扱金融機関
東京都港区港一丁目 1 番 1 号 株式会社港銀行本店営業部

第4号議案 募集株式の割当ての件

第3号議案で可決された「募集株式の発行に関する件」の割当事項を次のとおりとすることが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

- 1 募集株式の種類及び数 普通株式 70株
- 2 割当方法 第三者割当てとし発行する募集株式を次の者に与える。
X 普通株式10株 Y 普通株式50株 Z 普通株式10株
- 3 条件 上記第三者から申込みがされることを条件とする。

第5号議案 剰余金の資本組入れの件

下記要領にてその他利益剰余金を資本に組み入れることが諮られ、株主Xは賛成し、株主W, Y及びZは反対した。

記

- 1 その他利益剰余金より資本に組み入れる額 900万円
- 2 上記資本組入れの効力発生日 令和2年4月18日

別紙7

【令和2年4月10日現在の株式会社ブルーライトの株主名簿の抜粋】

	氏名	株式の種類及び数			
1	W	甲種類株式 100株			
2	X	普通株式	830株	甲種類株式	80株
3	Y	普通株式	470株	甲種類株式	20株
4	Z	普通株式	300株		

株主の住所及び株式の取得年月日は省略。また、登録株式質権者は存在しない。

【令和 2 年 6 月 15 日開催の株式会社ブルーライトの臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 株式併合の件

次の内容にて株式を併合することが諮られ、株主W、X及びZは賛成し、株主Yは反対した。

併合する株式の種類	甲種類株式
併合の割合	甲種類株式 2 株を 1 株に併合する。
効力発生日	令和 2 年 7 月 5 日
効力発生日における発行可能株式総数	7500 株

第 2 号議案 定款第 6 条変更の件

令和 2 年 7 月 5 日を効力発生日として定款第 6 条を次のとおりに変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 6 条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式	7500 株
甲種類株式	250 株

残余財産の分配については、甲種類株主は普通株主に先立ち甲種類株式 1 株当たり 5000 円の分配を受ける。

第 3 号議案 定款第 16 条変更の件

定款第 16 条に次のとおり第 2 項を新設することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(取締役の選任及び代表取締役の選定)

第 16 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社は、取締役の互選によって代表取締役を選定する。

第4号議案 定款第21条の2新設の件

定款第21条の2として次の規定を設けることが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(取締役及び監査役の責任の免除)

第21条の2 当社は、会社法第426条の規定により、取締役の過半数の同意をもって同法第423条の行為に関する取締役及び監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

第5号議案 監査役選任の件

監査役を1名選任することが諮られ、満場一致をもって次のとおり選任された。

監査役 F

別紙 9

【令和 2 年 6 月 15 日付け取締役の互選書の抜粋】

互 選 書

当社の取締役全員は、互選により満場一致をもって次の者を代表取締役に選定した。
なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都港区芝九丁目 9 番 9 号
代表取締役 C

別紙 10

【司法書士法務太郎の聴取記録(令和2年4月21日)】

- 1 別紙1は、令和2年4月10日現在における株式会社ブルーライトの登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙2は、令和2年4月10日現在における株式会社ブルーライトの定款である。
- 3 株式会社ブルーライトの令和2年2月18日に開催された定時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙3に記載されているとおりである。
- 4 別紙4は、株式会社ブルーライトの令和2年2月18日に開催された定時株主総会において承認された計算書類のうち貸借対照表の要旨を記載したものであり、同年4月18日に至るまでその内容に変更はない。
- 5 別紙5は、令和2年3月25日に株式会社ブルーライトの代表者に対し提出された監査役Eの辞任届である。
- 6 株式会社ブルーライトの令和2年4月10日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙6に記載されているとおりである。
- 7 別紙6に記載されている議案のうち、効力を生じさせるために種類株主総会の承認決議を要するものについては、令和2年4月10日開催の臨時株主総会終了後、同日に開催された種類株主総会において適法に承認決議がされた。
- 8 別紙7は、令和2年4月10日現在における株式会社ブルーライトの株主名簿を抜粋したものである。
- 9 X、Y及びZは別紙6の第3号議案に係る募集株式について適法に申込みをし、Xは令和2年4月18日に株式会社ブルーライトに対し現物出資の目的である財産の自家用自動車1台を現実に給付し、Yは同月20日にYの申し込んだ募集株式の払込金額の全額である300万円を所定の払込取扱金融機関に払い込んだが、Zは払込期日までに払込みをしなかった。

別紙 11

【司法書士法務太郎の聴取記録(令和2年7月5日)】

- 1 株式会社ブルーライトの令和2年6月15日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙8に記載されているとおりである。
- 2 別紙8に記載されている議案のうち、効力を生じさせるために種類株主総会の承認決議を要するものについては、令和2年6月15日開催の臨時株主総会終結後、同日に開催された種類株主総会において適法に承認決議がされた。
- 3 株式の併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項は、甲種類株主全員に対し適法に通知されている。
- 4 別紙9記載のとおり、令和2年6月15日開催の臨時株主総会終結後に取締役全員の互選により代表取締役Cが選定された。別紙9の互選書には取締役の全員につき市町村に登録された印鑑が押されている。

〔記入例〕

受験地 東京
 受験番号 36
 氏名 民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は、
 下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受験地		受験番号				氏名	
東京		千の位	百の位	十の位	一の位	民事 二子	
十の位	一の位			3	6	(この欄記入不要)	
0	1					試験区分 <input type="radio"/> ① <input checked="" type="radio"/>	
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> ①	<input type="radio"/> ①	<input type="radio"/> ①	<input type="radio"/> ①	<input type="radio"/> ①		
<input type="radio"/> ①	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> ①	<input type="radio"/> ①	<input type="radio"/> ①	<input type="radio"/> ①		
<input type="radio"/> ②	<input type="radio"/> ②	<input type="radio"/> ②	<input type="radio"/> ②	<input type="radio"/> ②	<input type="radio"/> ②		
<input type="radio"/> ③	<input type="radio"/> ③	<input type="radio"/> ③	<input type="radio"/> ③	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> ③		
<input type="radio"/> ④	<input type="radio"/> ④	<input type="radio"/> ④	<input type="radio"/> ④	<input type="radio"/> ④	<input type="radio"/> ④		
<input type="radio"/> ⑤	<input type="radio"/> ⑤	<input type="radio"/> ⑤	<input type="radio"/> ⑤	<input type="radio"/> ⑤	<input type="radio"/> ⑤		
	<input type="radio"/> ⑥	<input type="radio"/> ⑥	<input type="radio"/> ⑥	<input type="radio"/> ⑥	<input checked="" type="radio"/>		
	<input type="radio"/> ⑦	<input type="radio"/> ⑦	<input type="radio"/> ⑦	<input type="radio"/> ⑦	<input type="radio"/> ⑦		
	<input type="radio"/> ⑧	<input type="radio"/> ⑧	<input type="radio"/> ⑧	<input type="radio"/> ⑧	<input type="radio"/> ⑧		
	<input type="radio"/> ⑨	<input type="radio"/> ⑨	<input type="radio"/> ⑨	<input type="radio"/> ⑨	<input type="radio"/> ⑨		

受験地コード番号表

01 東京	02 横浜	03 さいたま	04 千葉	05 静岡
06 大阪	07 京都	08 神戸	09 名古屋	10 広島
11 福岡	12 那覇	13 仙台	14 札幌	15 高松

【記述式答案用紙】

受験地
東京
受験番号
36
氏名
民事 二子